

役員報酬の支給に関する規定はなく、特定非営利活動法人 ESA アジア教育支援の会の定款第 15 条に基づき役員は無報酬とし、職務を執行するための費用（交通費など）を実費で支給している。

令和 3 年 3 月 12 日

特定非営利活動法人  
E S A アジア教育支援の会

# 特定非営利活動法人 E S A アジア教育支援の会 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 E S A アジア教育支援の会と称す。

英文名は、Education Sponsorship in Asia とする。略称は、E S Aとする。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都狛江市東和泉1丁目23番3号に置く。

### (目的)

第3条 アジアの貧しい子どもたちが、教育や職業訓練などを受けられるよう支援する。これによつて多くの子どもたちの自立と地域住民の生活向上をはかり、地域社会の発展と、さらには世界の平和に寄与することを目的とする。

アジアの人々への理解と友好を深め、互いに支え合いながら共に生きる社会の実現を目指し、もつて不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 男女平等参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) アジアの貧しい子どもたちが基礎教育や職業訓練を受ける教育支援事業。
- (2) 教育施設や備品、職業訓練の施設や用具などの整備事業。
- (3) 親や地域住民が教育への理解を深め、向上心を培い、人間にふさわしい暮らしを求める努力を励まし、生活の改善、収入増、福祉の向上をはかる事業。
- (4) アジアの歴史や文化を学び、社会的問題をはじめ種々の課題がある現状の理解と関心を高め、アジアの人々と友好親善をはかる事業。
- (5) 会員とアジアの人々とが精神的、物質的わかちあいを通して、地球家族として支え合い、共に生きる喜びをひろめる活動。
- (6) 国内及び海外の同じ目的をもつ関係団体や組織などとの協力。
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

2 この法人は、次のその他事業を行う。

#### 物品販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障が無い限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会 員

### (会員の種類と定数)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、運営会員をもつて特定非営利活動促進法(以下「法」とい

う。)上の社員とする。

(1) 運営会員

この法人の目的に賛同し、本法人の活動を支援するために入会した個人又は団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、本法人の活動を賛助するために入会した個人又は団体

2 運営会員及び賛助会員については、運営総会の決議で会員規定を別に定める。

3 運営会員の数は25名以上とする。

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事会に提出するものとする。
- 3 理事会は、前項の申し込みがあった場合、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事会は第2項の者の入会を認めないとときには、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、運営総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は本人の申出により、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなすことができる。
  - (1) 繼続して1年以上会費を滞納したとき
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき
  - (3) 団体が解散(合併による解散を除く。)、又は破産したとき

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第10条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上12人以内
- (2) 監事 2人

(選任)

第11条 理事及び監事は、運営総会において運営会員の中から選任する。

- 2 理事長1名と副理事長1名ないし2名は、理事の互選により選出する。
- 3 監事は、理事又は職員を兼ねることができない。

(職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、運営総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次にあげる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、こ

れを運営総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、運営総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任 期)

- 第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないが、連続しての4選は認めない。
- 2 役員の辞任又は任期満了により、第10条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の運営総会が終結するまでの間、前任役員の任期を伸長することができる。

(解 任)

- 第14条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、運営総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるなければならない。

(報 酬)

- 第15条 役員は無給とする。ただしその職務を執行するために要した費用を、弁償することができる。

(顧 問)

- 第16条 理事会によって推薦された顧問を置くことができる。

## 第4章 会議

(種 別)

- 第17条 この法人の会議は、運営総会及び理事会の2種とする。
- 2 運営総会は、通常運営総会及び臨時運営総会とする。

(運営総会の構成と招集)

- 第18条 運営総会はこの法人の最高意志決定機関であり、運営会員をもって構成する。
- 2 通常運営総会は、毎年1回理事長が招集する。
  - 3 臨時運営総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。(1)(2)の場合は、理事長は速やかに招集しなければならない。
    - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合
    - (2) 運営会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
    - (3) 第12条第4項第4号の規定により、監事が招集した場合
  - 4 運営総会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的たる事項と内容を示した書面で、開会日の7日前までに招集通知を発信しなければならない。

(運営総会の権能)

- 第19条 運営総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び決算

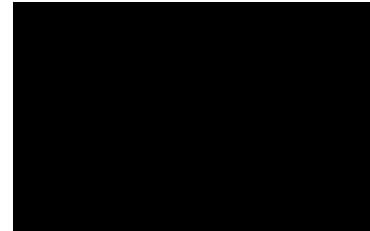
---

# 賃金規程

---

特定非営利活動法人

ESAアジア教育支援の会



平成24年12月1日制定

# 賃金規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、就業規則第47条の規定に基づき、スタッフの賃金に関する事項を定めたものである。

### (適用)

第2条 この規程は、就業規則第6条の規定によって採用されたスタッフに適用する。

2 管理職にあるスタッフについては、第11条の時間外および第12条の休日労働に対する割増賃金の規定は適用しない。

### (賃金の定義)

第3条 この規程に定める賃金とは、労働の対象として支払われる通常の賃金、賞与および退職金を総括したすべてのものをいう。

### (賃金の支払形態)

第4条 賃金の支払形態は、次のとおりとする。

(1) 月給制

基本給を月給をもって定め、病気または事故等により休職処分を受けるまではその全額を支給するもの

(2) 時給制

基本給を時間給をもって算出するもの

### (賃金体系)

第5条 賃金体系は基本給及び諸手当とする。

2 諸手当は次のとおりとする。

(1) 事務局長手当

(2) 通勤手当

(3) 時間外労働手当

(4) 休日労働手当

### (賃金の支給停止)

第6条 スタッフが労災保険により業務上の傷病に対する休業補償給付または通勤災害の傷病に対する休業給付もしくは健康保険による傷病手当金を受給する期間は、当該法令上認められる場合を除き、通常の賃金は支給しない。

## 第2章 賃金の決定

### (基本給)

第7条 基本給は、スタッフの年齢、学歴、経験、職務等を総合的に判断し、別に定める基準によって決定する。

2 中途採用者の基本給は、前項の基準に準じ、前歴その他の事情を考慮して決定する。

### (遅刻、早退、私用外出をした場合の扱い)

第8条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1時間あたりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。常勤従業員の1時間あたりの賃金額は次の計算のとおりとする。

(事務局長手当)

第9条 事務局長手当は、事務局長の職にある者に対し支給し、支給金額はその都度 E S A が定める。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、実費を支給するものとし、1日の往復の上限額を1,500円とする。

(時間外手当の計算)

第11条 E S A は、スタッフ代表との書面による協定に基づき、時間外労働を行ったスタッフに対して、次の割増率により計算した時間外手当を支給する。

月給制の場合

基本給／1ヶ月平均所定労働時間数 × 1.25 × 時間外労働時間数

時給制の場合

時間給 × 1.25 × 時間外労働時間数

2 前項に定める時間外労働は、休日労働のうち、法定外休日における労働時間を含めるものとする。

(休日労働手当の計算)

第12条 休日労働手当は、次の計算によって支給する。

(1) 法定休日の場合

法定休日の休日労働手当は、時間外労働手当の計算方法を準用するが、割増率は0.35とする。

(2) 法定外休日労働の場合（祝祭日、週休2日制の土曜休日等）

法定外休日労働手当の計算方法は、時間外労働手当の計算方法を準用するが、割増率は0.25とする。

(深夜労働手当の計算)

第13条 深夜労働手当は、深夜時間（午後10時から午前5時までの間）に労働した場合に支給する。

計算方法は時間外労働手当を準用するが、割増率を0.25とする。

(年次有給休暇の賃金計算)

第14条 年次有給休暇は、通常の賃金を支給する。

(休業手当)

第15条 就業規則の規定によりスタッフを休業させたときは、平均賃金の100分の60の休業手当を支給する。ただし、E S A が政府の補助金を得て休業させるときは、100分の60を超えて支給することがある。

(端数計算)

第16条 時間外労働、休日労働および深夜労働時間の計算において、月の合計で30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上の端数があるときはこれを1時間として計算する。

2 遅刻・早退の場合における時間計算も同様とする。

(賃金の支払日)

第17条 賃金は、月の16日から翌月15日を計算期間とし、毎月30日に支払う。ただし、支払日が休日の場合は、その前日に支払うものとする。

(非常時払い)

第18条 次の各号の一に該当する場合において、スタッフが請求したときは、既往の労働に対する賃金を支払う。

- 1) 賃金またはその収入によって生計を維持する者が、出産し、疾病にかかり、または災害を受けた場合
- 2) スタッフまたはその収入によって生計を維持する者が、結婚し、または葬祭を行う場合
- 3) 前各号のほか、E S Aがやむを得ない事由があると認めた場合

(退職時の賃金支払い)

第19条 スタッフが退職し、または解雇され、もしくは死亡した場合において、本人または遺族から請求があったときは、7日以内に賃金を支払う。

(遺族の範囲および順位)

第20条 前条に規定する遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条および第43条の定めるところによる。

(賃金の支払方法)

第19条 賃金は、通貨で直接従業員に、その全額を支給する。ただし、スタッフが希望するときは、指定の金融機関の口座に振り込むものとする。

2 賃金は、次に掲げるものを控除して支払う。

- (1) 源泉所得税
- (2) 地方税
- (3) 社会保険料
- (4) スタッフの過半数を代表する者と控除協定したもの

3 口座振込の場合は、所定賃金支払日の午前10時までに払出しができるよう措置するものとする。

#### 第4章 昇給

(昇給)

第21条 昇給は、毎年4月1日付をもって基本給について行うものとする。ただし、E S Aの業績に著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

2 昇給額は、スタッフの勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

#### 第5章 賞与

(賞与)

第22条 夏季及び年末にE S Aの業績により賞与を支給することがある。

2 前項の賞与の支給条件、支給期日は、その都度定める。

#### 附則

(施行日)

第1条 この規程は、平成24年度 第6回理事会で承認され、平成24年12月1日より施行する。

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

|     |                         |      |                     |
|-----|-------------------------|------|---------------------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 ESA アジア教育支援の会 | 事業年度 | 令和2年1月1日～令和2年12月31日 |
|-----|-------------------------|------|---------------------|

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

| 収益源泉の内訳  | 金額          |
|----------|-------------|
| 受取会費     | 786,000円    |
| 受取寄付金    | 22,710,977円 |
| 受取助成金等   | 2,408,000円  |
| 教育支援事業収益 | 51,100円     |
| 普及啓発事業収益 | 124,000円    |
| その他事業収益  | 8,718,681円  |
| 受取利息     | 421円        |
| 雑収益      | 30,121円     |
|          | 円           |
|          | 円           |
|          | 円           |
|          | 円           |
|          | 円           |
|          | 円           |
| 合計       | 34,829,300円 |

## (2) 借入金の明細

| 借入先  | 金額 |
|------|----|
| 該当なし | 円  |
|      | 円  |
|      | 円  |
|      | 円  |
|      | 円  |
| 合計   | 円  |

## (3) その他

|      |
|------|
| 該当なし |
|      |
|      |

## 2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

## (2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 口 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 取引金額        | 取引内容等  |
|--------|---------|-------------|--------|
|        |         | 2,662,760 円 | 寄付金    |
|        |         | 2,000,000 円 | 持続化給付金 |
|        |         | 1,222,000 円 | 寄付金    |
|        |         | 870,000 円   | 助成金    |
|        |         | 840,000 円   | 助成金    |

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 取引金額        | 取引内容等              |
|--------|---------|-------------|--------------------|
|        |         | 4,885,715 円 | 教育支援費及び<br>教育環境整備費 |
|        |         | 4,932,846 円 | 教育支援費及び<br>教育環境整備費 |
|        |         | 3,884,290 円 | 教育支援費              |
|        |         | 1,629,332 円 | 教育支援費及び<br>教育環境整備費 |
|        |         | 1,560,000 円 | 事務所家賃              |

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

| 取引先の氏名等 | 法人との<br>関係 | 住所又は所在地 | 譲渡<br>年月日           | 譲渡価格       | 譲渡資産の内容等     |
|---------|------------|---------|---------------------|------------|--------------|
|         |            |         | R2.1.1～<br>R2.12.31 | 88,250 円   | スパイス、グッズ（定価） |
|         |            |         | R2.1.1～<br>R2.12.31 | 2,250 円    | スパイス（定価）     |
|         |            |         | R2.1.1～<br>R2.12.31 | 6,200 円    | 紅茶（定価）       |
|         |            |         | R2.1.1～<br>R2.12.31 | 7,250 円    | スパイス（定価）     |
|         |            |         | R2.1.1～<br>R2.12.31 | 6,900 円    | スパイス（定価）     |
|         |            |         | R2.1.1～<br>R2.12.31 | 13,450 円   | スパイス（定価）     |
|         |            |         | R2.1.1～<br>R2.12.31 | 300～450 円  | スパイス（定価）     |
|         |            |         | R2.1.1～<br>R2.12.31 | 400～1200 円 | 紅茶（定価）       |
|         |            |         | R2.1.1～<br>R2.12.31 | 50～2500 円  | 小物雑貨等（定価）    |
|         |            |         |                     |            |              |

□ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

## ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

| 氏 名 | 寄 附 金 額   | 受 領 年 月 日 |
|-----|-----------|-----------|
|     | 1,772 円   | R2.2.6    |
|     | 8,300 円   | R2.2.26   |
|     | 600 円     | .R2.6.22  |
|     | 30,000 円  | R2.8.7    |
|     | 10,000 円  | R2.12.9   |
|     | 200,000 円 | R2.12.21  |
|     | 10,000 円  | R2.8.7    |
|     | 2,500 円   | R2.10.19  |
|     | 20,000 円  | R2.8.7    |
|     | 10,000 円  | R2.8.7    |
|     | 24,000 円  | R2.2.10   |
|     | 200,000 円 | R2.7.10   |
|     | 10,000 円  | R2.12.29  |
|     | 48,000 円  | R2.2.10   |
|     | 10,000 円  | R2.12.29  |
|     | 円         | .         |
|     | 円         | .         |
|     | 円         | .         |
|     | 円         | .         |
|     | 円         | .         |

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

| 給 与 を 得 た 職 員 の 総 数 | 左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額 |
|---------------------|---------------------------|
| 3 人                 | 4,940,499 円               |

| 支出年月日             | 支出先の名称 | 所 在 地 | 寄附の目的等    | 支出した寄附金額  |
|-------------------|--------|-------|-----------|-----------|
| R2.5.1            |        |       | 大学学教育支援費  | 15,800 円  |
| R2.5.1            |        |       | 大学学教育支援費  | 23,700 円  |
| R2.5.1            |        |       | 大学学教育支援費  | 32,232 円  |
| R2.5.1            |        |       | 大学学教育支援費  | 32,232 円  |
| R2.2.18<br>R2.7.9 |        |       | 緊急食糧支援    | 197,713 円 |
| R2.2.18<br>R2.7.9 |        |       | 緊急食糧支援    | 197,712 円 |
| R2.2.18<br>R2.7.9 |        |       | 緊急食糧支援    | 197,712 円 |
| R2.3.16~2.10.30   |        |       | 緊急食糧・衛生支援 | 843,137 円 |
| R2.7.17           |        |       | 緊急支援・衛生支援 | 94,698 円  |
| R2.10.5           |        |       | 緊急支援・衛生支援 | 81,000 円  |
| R2.10.5           |        |       | 緊急支援・衛生支援 | 81,000 円  |
| R2.12.15          |        |       | 緊急支援・衛生支援 | 189,868 円 |
| R2.12.15          |        |       | 緊急支援・衛生支援 | 223,340 円 |
| R2.12.15          |        |       | 緊急支援・衛生支援 | 250,446 円 |
|                   | 合 計    |       |           | 円         |

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

| 実 施 日    | 使 途         | 金 額       |
|----------|-------------|-----------|
| R2.1.16. | チッタゴンの教育支援費 | 719,464 円 |
| R2.1.30. | チッタゴンの教育支援費 | 702,585 円 |

| 実施日      | 使途                        | 金額          |
|----------|---------------------------|-------------|
| R2.2.5   | チッタゴンの教師トレーニング、イベント費用     | 313,957 円   |
| R2.2.18  | シレットの教育支援費と教育環境整備費、緊急支援費  | 2,926,929 円 |
| R2.2.18  | トリッキーの教育支援費               | 191,603 円   |
| R2.2.18  | チェンナイの教育支援費               | 88,370 円    |
| R2.2.21  | ダッカの教育支援費                 | 633,246 円   |
| R2.3.16  | チッタゴンの教育支援費、緊急支援費         | 370,017 円   |
| R2.3.17  | チッタゴンの教育支援費               | 497,788 円   |
| R2.5.1   | ダージリンの教育支援費               | 2,715,119 円 |
| R2.5.21  | チェンナイの教育支援費と教育環境整備費       | 371,094 円   |
| R2.6.1   | チッタゴンの緊急支援費               | 281,043 円   |
| R2.6.8   | ダージリンの教育支援費               | 505,517 円   |
| R2.6.9   | トリッキーの教育支援費と教育環境整備費       | 1,275,729 円 |
| R2.6.24  | チッタゴンの教育支援費               | 403,350 円   |
| R2.6.26  | チッタゴンの緊急支援費               | 190,937 円   |
| R2.7.9   | シレットの教育支援費と緊急支援費          | 1,958,786 円 |
| R2.7.13  | チッタゴンの教育支援費、教育環境整備費、緊急支援費 | 209,689 円   |
| R2.7.17  | ダッカの教育支援費、コロナ禍衛生用品費       | 413,332 円   |
| R2.8.26  | ダッカの教育支援費                 | 380,785 円   |
| R2.8.31  | チッタゴンのスキルトレーニング費、教育環境整備費  | 257,095 円   |
| R2.9.18  | チッタゴンの教育支援費               | 396,900 円   |
| R2.9.23  | チッタゴンの教育支援費               | 291,694 円   |
| R2.10.5  | トリッキーのコロナ禍衛生用品費           | 159,000 円   |
| R2.10.12 | チッタゴンの教育環境整備費             | 132,655 円   |
| R2.10.30 | チッタゴンの教育環境整備費とコロナ禍衛生用品費   | 165,672 円   |
| R2.12.15 | ダージリンの緊急支援費               | 663,654 円   |

## 認定基準等チェック表（第3表）

(初葉)

|                                |                         |       |
|--------------------------------|-------------------------|-------|
| 法人名                            | 特定非営利活動法人 ESA アジア教育支援の会 | チェック欄 |
| 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること | ✓                       |       |

イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること

- (1) 役員及びその親族等  
 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

口 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

| 区分    | 項目                  | 役員数 | 最も人数が多い「親族等」のグループの人数 | 割合<br>(②÷①) | 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 | 割合<br>(④÷①) |
|-------|---------------------|-----|----------------------|-------------|---|-------------|
|       | ①                   | ②   | ③                    | ④           | ⑤   |             |
| ④     | 令和2年1月1日～令和2年12月31日 | 9人  | 0人                   | 0%          | 0人  | 0%          |
| ⑥     | 年月日～年月日             | 人   | 人                    | %           | 人   | %           |
| ⑦     | 年月日～年月日             | 人   | 人                    | %           | 人   | %           |
| ⑧     | 年月日～年月日             | 人   | 人                    | %           | 人   | %           |
| ⑨     | 年月日～年月日             | 人   | 人                    | %           | 人   | %           |
| ⑩     | 年月日～年月日             | 人   | 人                    | %           | 人   | %           |
| 申 請 時 | 時                   | 人   | 人                    | %           | 人   | %           |

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

口

| 各社員の表決権が平等である     | ④              | ⑤              | ⑥              | ⑦              | ⑧              | ⑨              | 申請時            |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 上記を証する書類の名称とその内容等 | はい<br>・<br>いいえ |

## (注意事項)

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

八

| 項目                                      | (a)       | (b)       | (c)       | (d)       | (e)       | (f)       | 申請時       |
|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている              | はい<br>いいえ |
| 帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている | はい<br>いいえ |

⑥ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

| 項目                                    | (a)    | (b) | (c) | (d) | (e) | (f) | 申請時 |
|---------------------------------------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無 | 有<br>無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

## (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

| 項目   | 記載要領   | 注意事項  |
|------|--|---|
| イの各欄 | 区分欄の「①～④」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。<br>第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。   |   |
| ロの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。<br>「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。 | 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。  |
| ハの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。<br>なお、「①」から「④」については、イに記載する各期間（「①」から「④」）を示したものです。                              | ① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。<br>② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。 |
| ニの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。<br>なお、「①」から「④」については、イに記載する各期間（「①」から「④」）を示したものです。                              |   |

## 記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金額でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

### 書式第8号（法第44条・51条・58条関係）

## 役員の状況

第3表付表1

| 法人名  | 特定非営利活動法人 ESAアジア教育支援の会 | Ⓐ  | Ⓑ | Ⓒ | Ⓓ | Ⓔ | 申請時 |
|--|------------------------|----|---|---|---|---|-----|
| 役員数  |                        | 9人 |   |   |   |   |     |
| (1)最も人数が多い「親族等」のグループの人数                          |                        | 0人 |   |   |   |   |     |
| (2)最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 |                        | 0人 |   |   |   |   |     |

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

## 認定基準等チェック表（第4表）

(初葉)

|   |   |     |     |     |     |     |     |       |
|---|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 法人名   | 特定非営利活動法人 ESA アジア教育支援の会   |     |     |     |     |     |     | チェック欄 |
| 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること  |   |     |     |     |     |     |     | ✓     |
| <b>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</b><br><input type="checkbox"/> 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと<br><b>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</b><br><b>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</b> |   |     |     |     |     |     |     |       |
| イ   | 項目  | (a) | (b) | (c) | (d) | (e) | (f) | 申請時   |
|   | 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動  | 有・無   |
|   | 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動  | 有・無   |
|   | 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動  | 有・無   |
| ロ   |   |     |     |     |     |     |     |       |
|   | 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無 | 有・無   |
|   | 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無                             | 有・無   |
|   | 役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無   | 有・無   |
|   | 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無  | 有・無   |

## (注意事項)

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 認定基準等チェック表（第5表）

|  |  |       |     |
|--|--|-------|-----|
| 法人名  | 特定非営利活動法人 ESA アジア教育支援の会  | チェック欄 |     |
| <p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>木 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類</p> |  | ✓     |     |
| <p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>  |  | 同意    |     |
|  |  | する    | しない |
| イ  | ① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）<br>② 役員名簿<br>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）   |       |     |
| ロ  | 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類   |       |     |
| ハ  | 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類  |       |     |
| 二  | 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程  |       |     |
| 木  | <p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引</li> <li>・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引</li> </ul> <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p> |       |     |
| ヘ  | 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し  |       |     |

## (注意事項)

- 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

## 認定基準等チェック表（第6、7、8表）

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人 ESA アジア教育支援の会 |
|-----|-------------------------|

## 認定基準等チェック表（第6表）

| 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること |     |     |     |     |     | チェック欄 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無                                |     |     |     |     |     |       |
| Ⓐ   | Ⓑ   | Ⓒ   | Ⓓ   | Ⓔ   | Ⓕ   |       |
| 有・無   | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |       |

## 認定基準等チェック表（第7表）

| 7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと |     |     |     |     |     | チェック欄 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無                      |     |     |     |     |     | ✓     |
| Ⓐ   | Ⓑ   | Ⓒ   | Ⓓ   | Ⓔ   | Ⓕ   | 申請時   |
| 有・無   | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無   |
| 注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。           |     |     |     |     |     |       |

## 認定基準等チェック表（第8表）

|   |         |       |          |  |  |       |
|---|---------|-------|----------|--|--|-------|
| 8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること |         |       |          |  |  | チェック欄 |
| 事業年度  | 月 日～月 日 | 設立年月日 | 平成 年 月 日 |  |  |       |

## (注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

|   |                         |       |
|---|-------------------------|-------|
| 法人名   | 特定非営利活動法人 ESA アジア教育支援の会 | チェック欄 |
| 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。  |                         | ✓     |
| 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合  |                         |       |
| イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの                   |                         |       |
| ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者  |                         |       |
| ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 |                         |       |
| 二 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup>  |                         |       |
| 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人   |                         |       |
| 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人   |                         |       |
| 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。               |                         |       |
| 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人   |                         |       |
| 6 次のいずれかに該当する法人   |                         |       |
| イ 暴力団   |                         |       |
| ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人  |                         |       |

|      |  |        |
|------|--|--------|
| 1    | 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無  |        |
| イ    | 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無                                      | 有・無    |
| ロ    | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無  | 有・無    |
| ハ    | 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無                                | 有・無    |
| 二    | 暴力団の構成員等の有無  | 有・無    |
| 2    | 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人  | はい・いいえ |
| 3    | 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人  | はい・いいえ |
| 4    | 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人   | はい・いいえ |
| 添付書類 | 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u><br>(注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること<br>(注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要 |        |
| 5    | 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人  | はい・いいえ |
| 6    | 次のいずれかに該当する法人  |        |
| イ    | 暴力団  | はい・いいえ |
| ロ    | 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人   | はい・いいえ |